

## 参 考

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」関連資料  
「保育に係る事業計画(令和7～11年度)」について

児童福祉法の定めにより、乳幼児等が「保育」を必要とする場合においては、市町村がその実施責任を担うこととされています。

本事業計画は、このことを踏まえ、「北九州市子ども・子育て支援事業計画」のうち、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく保育を必要とする事由(2号認定及び3号認定)に該当する子どもに係る保育施設等の確保(北九州市が認可又は認定を行う保育施設等の整備)に関する考え方をまとめたものです。

## 1 考え方

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」で定める保育の「量の見込み」と「確保の方策(2号認定及び3号認定)」については、計画期間中、いずれの年も「確保の方策」が「量の見込み」を上回ることから、原則として、保育施設等の増設は行わない方針です。

今後は、保育人材の確保に関する支援の充実などにより、各保育施設等が利用定員を充足できるようサポートします。また、保育需要等の推移をふまえ、「量の見込み」と「確保の方策」の差が拡大する局面等においては、利用定員の見直しなどについて、柔軟に対応していきます。

※各施設が認定こども園への移行を希望する場合は、引き続き情報提供や相談対応等をきめ細かく行います。

## 2 保育施設等の数(見込み)

### (1)保育所

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
箇 所 数	123か所	100か所程度

※計画終了時の「100か所程度」は、現時点における施設の意向を踏まえ、認定こども園への移行見込みを反映(箇所数の減)しています。

(2)認定こども園

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
箇 所 数	65か所	100か所程度

※計画終了時の「100か所程度」は、現時点における施設の意向を踏まえ、認定こども園への移行見込みを反映(箇所数の増)しています。

(3)小規模保育事業

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
箇 所 数	46か所	46か所

(4)事業所内保育事業

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
箇 所 数	7か所	7か所

(5)家庭的保育事業

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
箇 所 数	16か所	16か所

※計画期間中も保育需要等の推移を注視し、上記施設数については必要に応じて見直しを行います。

### 3 直営保育所の方向性

直営保育所については、「北九州市政変革推進プラン」に掲げる「官と民の役割分担」の視点を踏まえ、求められる機能や役割を明確にしつつ、民営化や集約等の検討とあわせ、必要な施設の計画的な建て替え・機能強化に取り組みます。

	現 状 (令和6年度末)	計画終了時 (令和11年度末)
直営保育所の数	13か所	役割を踏まえて検討